

雇用の平等とセクシュアル・ハラスメントの防止に関する労働協約

国立大学法人信州大学（以下、甲）と信州大学教職員組合（以下、乙）とは、雇用の平等とセクシュアル・ハラスメントの防止について、次の通り協定する。

（大学の基本方針）

第1条 甲は、募集、採用、配置、昇進、教育訓練の実施、福利厚生の利用、定年、退職、解雇など雇用管理の全般にわたって、労組法7条1項の趣旨に則り、組合員を差別的に取り扱わない。また、雇用機会均等法の趣旨に則り、男女で差別的な取扱いを行わない。

2 甲は、男女共同参画社会基本法に則り、大学のあらゆる階層において男女の平等参画を実現する。また、必要な場合には、ポジティブ・アクションの推進に努める。

3 甲は、セクシュアル・ハラスメントの防止のための様々な措置を講じ、また不幸にして発生した場合には、速やかにその解決を図るものとする。

（誠実な協議）

第2条 甲は、第1条の方針の推進のために乙が協議を申し出た場合には、誠実にこれと協議しなければならない。


（苦情処理）

第3条 第1条に関する組合員の苦情については、「苦情処理制度に関する協定」に基づき設置される苦情対応委員会で処理する。

2004年4月1日

国立大学法人信州大学
学 長

信州大学教職員組合
中央執行委員長

小宮山 淳 

鶴岡 照喜 